

岬町告示第73号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定したので、岬町財務規則（平成5年岬町規則第20号）第49条第2項の規定により告示する。

令和8年9月9日

岬町長 田代 堯

記

1. 指定納付受託者の名称及び所在地

PayPay 株式会社	東京都千代田区紀尾井町 1-3
株式会社さとふる	東京都中央区京橋 2-2-1 京橋エドグラン 13F
楽天グループ株式会社	東京都世田谷区玉川 1 丁目 14 番 1 号 楽天クリムゾンハウス
株式会社池田泉州 JCB	大阪市北区豊崎 3 丁目 2 番 1 号
株式会社池田泉州 DC	大阪市北区豊崎 3 丁目 2 番 1 号
株式会社アイモバイル	東京都渋谷区渋谷三丁目 26 番 20 号 関電不動産渋谷ビル 8 階
株式会社トラストバンク	東京都港区北青山 2 丁目 14 番 4 号 the ARGYLE aoyama 8F
アマゾンジャパン合同会社	東京都目黒区下目黒 1-8-1

2. 納付させる歳入

岬ゆめ・みらい寄附金

3. 歳入を納付させる期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで